

環境対応型設備更新促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 環境対応型設備更新促進事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、及び福島県補助金の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」、「製造業」、「補助事業」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同法第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいう。
- (2) 「製造業」とは、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいう。
- (3) 「補助事業」とは、この要綱に基づき実施される事業をいう。
- (4) 「補助事業者」とは、製造業に分類される企業をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 本事業は、2050カーボンニュートラルに向けて、炭素を多く排出する製造業の取組が課題となっている中で、中小企業における機運醸成や金融機関、省エネ経営等の専門家とのネットワーク構築と併行して、県内に事業所を有する中小企業の省エネ・脱炭素化に資する設備の更新等に必要な費用を支援し、工場の省エネ・脱炭素化の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付対象となる企業は、別に定める審査委員会による選定を受け、補助事業者として採択になった事業者とする。

2 前項の採択を受けようとする企業は、環境対応型設備更新促進事業補助金応募申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、補助対象企業として採択を受けなければならない。

- (1) 最近の3年間における決算報告書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの)
- (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書(第1号参考様式)
- (3) 役員等一覧(第2号参考様式)
- (4) その他知事が必要と認めるもの

- 3 知事は、第2項の規定による申請書の提出があった場合は、別表1に合致するかどうか審査した上で補助対象企業として採択し、環境対応型設備更新促進事業補助金補助対象企業採択通知書（様式第2）により、通知するものとする。
- 4 補助事業者に交付する補助金は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。
- 5 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

（補助率及び補助上限額）

第5条 補助事業者に交付する補助金の補助率は補助対象経費の1/2以内とする。ただし、補助上限額は、1事業者あたり1,000万円とする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、知事が第8条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から、交付決定を行った日の属する年度の3月31日までの間の事業完了日までとする。ただし、知事が別に定める場合にはこの限りではない。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者または申請をした者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、環境対応型設備更新促進事業補助金交付申請書（様式第3）に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第8条 知事は、前条第1項の規定による環境対応型設備更新促進事業補助金交付申請書の提出があったときは、別表1及び別表2により審査した上で速やかに交付決定を行い、「環境対応型設備更新促進事業補助金交付決定通知書」（様式第4）を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当

と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、環境対応型設備更新促進事業補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、環境対応型設備更新促進事業補助金交付申請取下届出書(様式第5)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了(第12条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(内容または経費の配分の変更)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ環境対応型設備更新促進事業補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書(様式第6)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は次のとおりとする。
 - (1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
 - (2) 補助対象経費の10パーセント未満の減額。
 - 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助事業の中止または廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ、環境対応型設備更新促進事業補助金に係る補助事業の中止(廃止)申請書(様式第7)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日または補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、環境対応型設備更新促進事業補助金に係る補助事業実績報告書(様式第8)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に期間を定める場合にはこの限りではない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 知事は、前条第1項、第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「環境対応型設備更新促進事業補助金補助金額確定通知書」(様式第9)により、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、「環境対応型設備更新促進事業補助金に係る補助金精算払請求書」(様式第10)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定した補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第11)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命じることができる。

(是正のための措置)

- 第17条 知事は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命じることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第12条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合は、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

2 知事は、次の各号に該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6) 補助事業者が、別表2に定める「環境対応型設備更新促進事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
 - (7) 補助事業者が、第6条に定める実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。
 - (8) 補助事業者が、第8条第4項に基づき知事が定めた「交付決定に際しての条件」を満たすことができなかった場合、もしくは満たせないことが明らかになった場合。
 - (9) 補助事業者が、第13条に定める期限内に、「環境対応型設備更新促進事業補助金に係る補助事業実績報告書」(様式第8)の提出を怠った場合。
- 3 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。)により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、第13条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表(様式第12)を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

なお、規則第18条第1項第2号に規定する別に定める機械及び重要な器具は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上のものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財

産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分承認申請書（様式第13）を知事に提出して、知事の承認を受けなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を福島県に納付させることができる。

（その他必要な事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	補助対象となる経費は、カーボンニュートラルに向けて、省エネ・脱炭素化を図るために生じた経費で、交付決定後に要した次の経費とする。ただし、証拠資料等によって支払金額が確認できる経費に限る。	
	経費区分	内容
	ハード事業に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・脱炭素化に資するユーティリティ設備の更新等に要する経費 ・導入・更新に係る工事費（年度内で完了する軽微なもの）

別表2（第18条関係）

「環境対応型設備更新促進事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」
<p>補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。</p> <p>(3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>(5) 県税の未納があるとき。</p>